

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、一級・二級・木造建築士各種手続きにおいて、

郵送による申請受付・免許証明書の交付を行っています

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、一級・二級・木造建築士に係る各種手続きにおいて、希望される方には 郵送による申請受付・免許証明書の交付を行うことと致します。

■郵送により申請する際の必要書類等

・一級・二級・木造建築士各種申請における**必要書類一式**

(詳細は各手続のページをご確認ください。)

※書類に**不備があった場合は書類をすべて返送**させていただきます。

なお、その際はヤマト運輸着払いの発送で**送料は申請者のご負担**となります。

不備の無いようご注意ください。

・本人確認ができる公的な**身分証明書のコピー**

※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。

・送付は『**レターパックプラス(520円)**』にて行ってください。

※郵送料は申請者のご負担となります。

※レターパックライト(370円)は、ポスト投函により紛失の恐れがあるため使用できません。

なお、新規申請と、再交付(亡失)以外は、既存の免許証明書(または免許証)の返却が必要になります。免許証明書の交付通知後、速やかに広島県建築士会に持参または郵送してください。詳細は下段に記載の「旧免許証明書(または免許証)の返却について」をご覧ください。

■郵送による免許証明書の受取方法

【窓口での申請の場合】

申請時に郵送による免許証明書の受取を希望する旨を申し出てください、伝票にご住所・お名前等の記載をしていただきます。(ヤマト運輸・着払い)

【郵送による申請の場合】

返送用の『レターパックプラス(520円)』を同封して申請を行ってください。

※**必ず受取人欄にご自身の住所・氏名の記載をお願いいたします。**

※レターパックプラスの料金は申請者のご負担となります。

※レターパックライト(370円)は、ポスト投函により紛失の恐れがあるため使用できません。

■旧免許証明書(または免許証)の返却について

【窓口での交付の場合】

登録が完了し免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。

送られた交付通知ハガキ、印鑑(認印可)、旧免許証明書(または免許証)をご準備いただき、広島

県建築士会窓口にお越しください。

【郵送による交付の場合】

交付通知ハガキが到着しましたら、お手元にある旧免許証明書(または免許証)を10日以内に広島県建築士会に郵送してください。旧免許証明書(または免許証)を受け取り次第、新しい免許証明書を発送いたします。

■お預かり書の送付について

郵送による申請の場合、ご希望の方には申請書類をお預かりしたことを証する「申請受付書」を送付いたします。申請受付書の送付をご希望の方は、「ご自身の住所・氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒」を、申請書と併せてご送付ください。(建築士会窓口で申請書類を提出された場合は、「申請受付書」をお渡しします)

(公社)広島県建築士会

[TEL:082-244-6830](tel:082-244-6830)

Email: [info @ k-hiroshima.or.jp](mailto:info@k-hiroshima.or.jp)